

誓 約 書

今般京都府の競争入札（以下「入札」という。）に参加すべく申請書を提出しましたが、入札に参加することが決定しました場合は、貴府における入札等に関する諸規程を厳守し、公正な入札をいたします。

もし、下記事項1から12に該当した場合は、直ちに指示に従い、自己の負担において物件の取替え、補償その他一切の責任をとることはもちろん、入札に参加することができないこととなっても何等異存ないことを誓約いたします。

また、下記事項13に該当しないことを誓約し、また、その資格確認のため必要な官公庁（京都府警察本部等）への照会を行うことについて承諾いたします。

令和 年 月 日

京都府知事 様

住所又は所在地 下

ふ り が な
商号又は名称

ふ り が な
代表者職氏名

印

- 1 故意に製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関し不正の行為をしたとき。
- 2 入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げた場合又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正な利益を得るために連合したとき。
- 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。
- 4 京都府の担当者が行う監査又は検査の実施に当たり、職員の職務の執行を妨げたとき。
- 5 正当な理由がないのに契約を履行しなかったとき。（不完全履行、履行遅滞の場合を含む。）
- 6 落札して契約しなかったとき。
- 7 契約に違反し、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
- 8 業務に関し賄賂等の刑事事件を起こしたとき。
- 9 社会的信用を失墜する行為をなし、契約の相手方として不適当であると認められたとき。
- 10 不渡手形の発行、債権差押等経営状態が著しく悪化したとき。
- 11 労働基準法、労働安全衛生法等労働関係法令に違反し、処罰を受けたとき。
- 12 第1号から第5号までのいずれかに該当する事実があった時から2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。
- 13 次に掲げる（1）から（4）までのいずれにも該当しないこと。
 - (1) 地方自治法施行令第167条の4関係
 - ア 未成年者、成年被後見人、被保佐人及び被補助人（ただし、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者を除く。）
 - イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
 - ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
 - エ 契約に関して同条第2項各号に掲げる行為を行い、その事実があった後知事が別々に定める2年を超えない期間を経過しない者（その者の代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者を含む。）
 - (2) 資格審査申請書を提出する時において、府税、消費税又は地方消費税を滞納している者
 - (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次に掲げる者
 - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
 - イ 次のいずれかに該当する者
 - (イ) 法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
 - (ロ) 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の利用等をしている者
 - (ハ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - (ニ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - (ホ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
 - (4) 前号に該当する者の依頼を受けて入札に参加しようとするもの